

# 広報あおもり

## 2025年5月号



青森県警察シンボルマスコット  
「アピーくん」&「レピーちゃん」

青森県警察本部 広報課

# ～目次～

- 警察官A（大卒）を募集します！【警務課】
- 警察行政職員を募集します！【警務課】
- 子供に関する相談は少年サポートセンターへ【人身安全対策課】
- 山菜採りの遭難をなくそう【地域課】
- 悪質商法の被害にあわないために！！【生活保安課】
- ルールを守って自転車事故を防止しよう【交通企画課】
- 横断歩行は歩行者優先【交通企画課】
- シートベルト・チャイルドシートで命を守ろう【交通企画課】
- 運転免許自主返納者支援のご案内【交通企画課】
- 高齢者講習等の早期受講についてのお願い【運転免許課】
- 5月の広報予定

# 守りたい<sup>ひと</sup>県民がいる 守るべき<sup>ばしょ</sup>故郷がある

## 警察官 A (大卒) を募集します！

警察官 A (大卒) の採用試験を行います。

受験資格等は次のとおりです。

| 受験職種               | 採用予定人員 | 受験資格                                                                                                                                                                                           |
|--------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察官 A (大卒)         | 未定     | ○ 平成 5 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は令和 8 年 3 月 31 日までに大学卒業見込みの者                                                                                                                                |
| 警察官 A<br>(大卒・武道指導) | 未定     | ○ 平成 5 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は令和 8 年 3 月 31 日までに大学卒業見込みの者<br>○ 柔道 3 段以上 (講道館認定) 又は剣道 3 段以上 (全日本剣道連盟認定)<br>○ 武道指導で第 1 次試験が不合格になっても、申込時に警察官 A の併願を希望し合格点を達している場合、警察官 A の第 2 次試験に進むことができます。 |

警察官 A (男性) のみ、警視庁の警察官を第二志望として同時に受験することができます (受験資格は警視庁に問い合わせてください。)

また、受験資格等は変更になることがありますので、詳細については、それぞれの試験案内で確認してください。

受 付 期 間     4月28日 (月) ～ 6月16日 (月)

第 一 次 試 験     7月13日 (日)

試 験 場 所     青森市、八戸市、弘前市、さいたま市

- ◎ 受験手続及び案内、その他の問合せ先  
警察官 A (大卒)、警察官 A (大卒・武道指導)  
青森県警察本部警務課人事・採用係     ☎0120-337-314  
青森県警察ホームページ  
[https://www.police.pref.aomori.jp/keimubu/keimu/saiyo/saiyo\\_index.html](https://www.police.pref.aomori.jp/keimubu/keimu/saiyo/saiyo_index.html)

# 守りたい県民がいる 守るべき故郷がある

## 警察行政職員を募集します！

下記職種の採用試験を行います。受験資格等は次のとおりです。

| 受験職種       | 採用予定人員 | 受験資格                                                                                                                                  |
|------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察行政（大卒程度） | 未定     | ○ 平成5年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は令和8年3月31日までに大学卒業見込みの者                                                                                   |
| 心理カウンセラー   | 未定     | ○ 昭和50年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれにも該当する者<br>(1) 公認心理師の資格を有する者<br>(2) 心理的支援に関する業務経験を5年以上有する者<br>※ 「心理的支援に関する業務」とは、公認心理師法施行規則第5条で定める施設での業務をいう。 |
| 少年補導職員     | 未定     | ○ 昭和61年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者で、活字印刷文による出題に対応出来る者                                                                                     |
| 通訳専門職員（英語） | 未定     | ○ 昭和61年4月2日以降に生まれた者で、語学（英語）が堪能である者                                                                                                    |

受験資格等は変更になることがありますので、詳細については、それぞれの試験案内で確認してください。

|         |            |                    |
|---------|------------|--------------------|
| 受 付 期 間 | 警察行政（大卒程度） | } 5月7日（水）～5月23日（金） |
|         | 心理カウンセラー   |                    |
|         | 少年補導職員     |                    |
|         | 通訳専門職員（英語） |                    |
|         |            | } 4月9日（水）～6月2日（月）  |

|           |            |            |
|-----------|------------|------------|
| 第 一 次 試 験 | 警察行政（大卒程度） | } 6月15日（日） |
|           | 心理カウンセラー   |            |
|           | 少年補導職員     |            |
|           | 通訳専門職員（英語） |            |
|           |            | } 6月28日（日） |

|         |            |           |
|---------|------------|-----------|
| 試 験 場 所 | 警察行政（大卒程度） | } 青森市、東京都 |
|         | 心理カウンセラー   |           |
|         | 少年補導職員     |           |
|         | 通訳専門職員（英語） |           |
|         |            | } 青森市     |

◎ 受験手続及び案内、その他の問合せ先

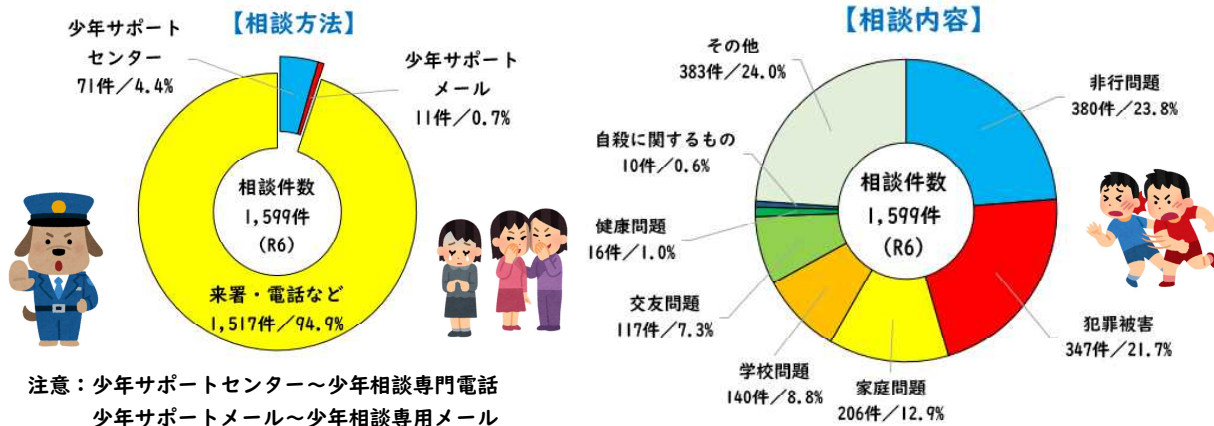
- 警察行政（大卒程度）  
青森県人事委員会事務局任用担当 ☎017-734-9829（直通）
- 心理カウンセラー、少年補導職員、通訳専門職員（英語）  
青森県警察本部警務課人事・採用係 ☎0120-337-314  
青森県警察ホームページ

[https://www.police.pref.aomori.jp/keimubu/keimu/saiyo/saiyo\\_index.html](https://www.police.pref.aomori.jp/keimubu/keimu/saiyo/saiyo_index.html)

# 子供に関する相談は少年サポートセンターへ

## 令和6年中の少年相談はどのくらいあるの？

令和6年中、青森県警に寄せられた少年相談は**1,599件**でした。



## 少年サポートセンターはどんな活動をしているの？

### 《少年相談活動》

悩みを抱えているお子さん自身、保護者の方などから、内容を問わず相談に応じます。少年問題に関する専門的な知識や技能を持つ**少年補導職員**が対応します。

### 《継続的な支援活動》

少年や保護者の抱えている問題や悩みが、

- エスカレートしない
- 繰り返さない



よう、また、犯罪などの被害に遭った少年の精神的被害の回復・軽減を図り、

- 再被害に遭わない

よう少年や保護者に寄り添い、継続的な支援を行っています。

面接や電話による助言指導のほかに、必要に応じて、「修学・就労支援」「学習支援」「農作業体験」「物づくり体験」など、保護者の同意を得た上で、継続的な支援を行い、少年の立ち直りを支援しています。

## 少年サポートセンターはどこにあるの？

- 青森少年サポートセンター  
新町センター（警察本部内） ☎0120-58-7867  
安方センター（青森警察署内） ☎017-776-7676
- 八戸少年サポートセンター  
（八戸警察署内） ☎0178-22-7676
- 弘前少年サポートセンター  
（弘前警察署内） ☎0172-35-7676  
受付時間：月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）
- 少年サポートメール youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp  
24時間受信、回答は2～3日後（土・日・祝日・年末年始を除く）



青森県警察本部 人身安全対策課

# 山菜採りの遭難をなくそう

春になると各地の山々は、山菜採りの入山者で賑わいますが、毎年、遭難が後を絶たず、中には尊い命を失う場合もあります。

令和6年の山菜採りにおける遭難発生状況を見ると、発生件数23件(前年比-13件) 遭難者24人(前年比-17人)、死者は1人(前年比-3人)となっております。

## 令和6年の春の山菜採り遭難の特徴

### ● タケノコ採りの遭難が最も多い

毎年、山菜採りで最も遭難が多いのはタケノコ採りです。

昨年の山菜採りでの遭難者24人中13人がタケノコ採りで、全体の約54パーセントを占めております。

### ● 山菜採りの遭難は高齢者が大部分を占める

山菜採り遭難者24人中21人が65歳以上の高齢者で、全体の約88パーセントを占めております。

### ● 「道迷い」が圧倒的に多い

山菜採り遭難者24人中22人が道迷いで、全体の約92パーセントを占めております。



## 遭難防止のためのアドバイス

### ● 山に出かける前に

- ・ 体調を確認し、できるだけ2人以上で出かける。
- ・ 天気予報を確認し、家族などに行き先や帰宅予定時間を知らせておく。
- ・ 入山場所の地形を地図などで確認する。
- ・ 携帯電話や食料等、必要な装備を持つ。



### ● 山に入るとき、山に入ったら

- ・ 携帯電話は車に置かず持ち歩く。
- ・ 奥に入り過ぎず、お互いに声を掛け合い位置を確認する。
- ・ 急斜面や崖など危険な場所は避ける。
- ・ 集合時間を守り、早めの下山を心がける。

### ● 万が一、道に迷ったら

- ・ 日没後は歩き回らず救助を待つ。
- ・ ヘリコプターの音が聞こえたら、見通しのよい場所でタオルなどを振って合図する。



# 悪質商法の被害にあわないために!!



## 悪質商法とは

**言葉巧みに勧誘して、高額な商品やサービス等売りつける販売方法です！**

unnecessary商品を売りつけたり、無理矢理高額な契約を結ばせよう  
とします。

高齢者や契約に不慣れな若者がターゲットになりやすいです。



インターネットやSNSなど、相手の顔が実際に見えない情報があふれる中で、社会経験の少ない若者が気軽に契約し被害に遭うケースも増えています。

うまい話は疑ってかかりましょう。

## 被害にあわないために

- 見知らぬ業者をむやみに玄関に入れない
- 相手の素性（業者名・所在地・担当者等）を確認する
- 必要のないものは「いりません。」とハッキリ断る
- 購入・契約に迷った場合は即断しないで家族等に相談する
- 代金を先払いにしたり、その場で支払ったりしない
- 業者がしつこく勧誘する、なかなか帰らない、脅された場合などは、すぐに警察へ通報する
- 返品・解約をしたい場合は、公的機関にすぐ相談する

**警察では悪質業者を摘発しています。**  
**「被害に遭った。」「おかしい。」と思ったら、警察安全相談「#9110」**  
**または最寄りの警察署にご相談ください。**

# ルールを守って自転車事故を防止しよう

交通企画課

道路交通法では、自転車は「軽車両」に分類され、「車両」の仲間となるため、自動車と同じように守らなければならないルールが定められています。

令和6年11月1日から、道路交通法が改正され、自転車の「**ながらスマホ**」「**酒気帯び運転**」の罰則が強化されました。

また、令和5年4月1日から、自転車利用時の**乗車用ヘルメットの着用**が努力義務化されましたが、県内の着用率は全国平均よりもかなり低い状況です。

## 自転車の罰則強化

### ○ 運転中のながらスマホ

スマートフォン等を手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金  
交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

### ○ 酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して罰則が整備されました。

違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



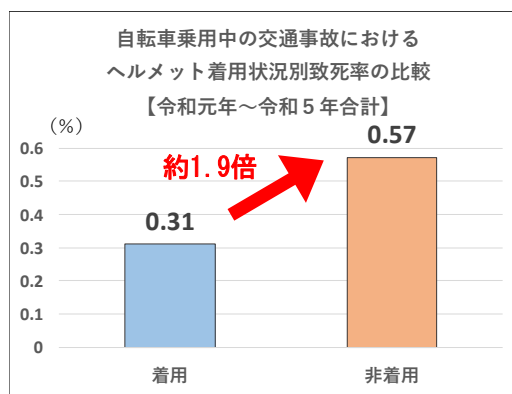
「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

## ヘルメットの着用

自転車乗車中の事故で亡くなられた方の**約5割以上**が、**頭部に致命傷**を負っています。

事故で負傷した際の被害を軽減するためにも、頭を守ることがとても大切です。

ヘルメットを正しく着用し、自分の命を守りましょう。



※警察庁統計資料より引用

# ルールを守って、大切な命を守りましょう！

# 横断歩道は歩行者優先

交通企画課

昨年8月にJAFが実施した「信号機のない横断歩道における実態調査」によると、青森県内の信号機のない横断歩道における車両の一時停止率は、**59.9%**（前年比+12.5%）でした。全国平均を上回ったものの、いまだ4割の車両が停止していない状況です。

車両の運転者は、「**横断歩道は歩行者優先**」の意識を持ち、歩行者は、手を上げるなど運転者に合図をして安全に横断しましょう。

|      | 青森県          | 全国           |
|------|--------------|--------------|
| 令和6年 | <b>59.9%</b> | <b>53.0%</b> |
| 令和5年 | <b>47.4%</b> | <b>45.1%</b> |
| 令和4年 | <b>56.7%</b> | <b>39.8%</b> |
| 令和3年 | <b>14.0%</b> | <b>30.6%</b> |

全国17位  
全国26位  
全国7位  
全国ワースト3位

このひし形マークは、「この先に横断歩道があります」ということを意味します。



車両等は、横断歩道に接近する場合、

- **近くに歩行者がいないか確認**
- **横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速**
- **横断歩道を横断している、または、横断しようとしている歩行者がいる時は手前で一時停止**

しなければなりません。

※ これらのルールに違反すると、「**横断歩行者等妨害等**」の違反となります。



|     |                   |         |    |        |
|-----|-------------------|---------|----|--------|
| 罰則  | 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金 |         |    |        |
| 違反点 | 2点                |         |    |        |
| 反則金 | 大型等               | 12,000円 | 普通 | 9,000円 |
|     | 二輪                | 7,000円  | 原付 | 6,000円 |

◇ **ルールを守って、大切な命を守りましょう**

# シートベルト・チャイルドシートで命を守ろう

交通企画課

道路交通法により自動車の運転者は、

- シートベルトを着用しないで運転してはならないこと
- シートベルトを着用しない人を乗せて運転してはならないこと
- チャイルドシートを使用しない6歳未満の子供を乗せて運転してはならないこと

と定められています。

令和6年中の自動車乗車中の交通事故死者18人のうち、シートベルトを着用していなかった方が7人でした。

令和6年に実施されたシートベルト着用状況調査では、後部座席の着用率が約3割で、全国ワースト3位という結果になっています。

また、令和6年に実施されたチャイルドシート使用状況調査でも、青森県内のチャイルドシートの使用率は全国平均を僅かに下回り、約2割以上が未だにチャイルドシートを正しく使用していない状況にあります。

調査結果（令和6年度）

|          | 本県    | 全国    |
|----------|-------|-------|
| 運転席      | 99.8% | 99.2% |
| 助手席      | 98.1% | 96.8% |
| 後部席      | 30.2% | 45.5% |
| チャイルドシート | 77.5% | 78.2% |

「スピードが出ていないから大丈夫」、「子供をしっかり抱っこしていれば大丈夫」「後部座席だから大丈夫」と考えていませんか？

- **チャイルドシートを使用していなかったために、事故の衝撃でダッシュボードや窓ガラスに体をぶつけ、大怪我を負う**
- **車内から外に放り出されて全身に大怪我を負う**

という交通事故が発生しています。

また、自分の車のスピードが遅くても、相手の車のスピードが速ければ、衝突時の衝撃は大きくなります。車は鉄の塊であり、その衝撃による反動は、人間の力では到底支えられるものではありません。

運転者は、シートベルトやチャイルドシートは自分と同乗者の「命を守る」という意識を持ち、全ての座席でのシートベルト着用とチャイルドシート使用をお願いします。



# 運転免許自主返納者支援のご案内

交通企画課

高齢者の皆さんの中には、加齢による身体機能の衰えを感じ、車の運転が危険であると思いつつも、買物や通院のために運転を続けている方もいると思います。全国的にこのような高齢者の方々による重大交通事故が発生し、大きな社会問題となっています。

青森県警察では、車の運転に不安を感じて自動車運転免許証を自主返納した方々の生活を支援するため、「運転免許自主返納者支援事業」を推進しております。この事業は運転免許証を返納し「運転経歴証明書」を取得された方に対し、タクシー運賃や商品の割引、商品宅配サービスなどの特典を協賛企業から提供するものです。

## ◇支援を受けるまでの流れ◇

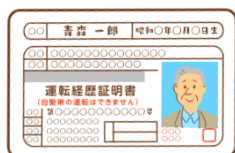
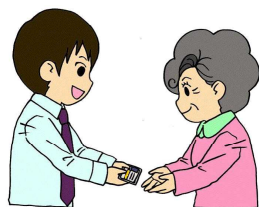
### ①運転免許証を返納する



#### 【 自主返納の受付場所 】

- 青森県運転免許センター
- 弘前自動車運転免許試験場
- 八戸自動車運転免許試験場（八戸警察署内）
- むつ自動車運転免許試験場（むつ警察署内）
- 各警察署

### ②運転経歴証明書を申請し、交付を受ける



#### 【 運転経歴証明書について 】

運転経歴証明書は顔写真付きで、身分証明書として使用することができます。

- 有効期限  
無期限（更新の必要なし）
- 申請場所  
上記自主返納の受付場所と同じ
- 申請可能な方  
運転免許証の有効期限内に自主返納した方、もしくは運転免許失効後5年以内の方

### ③協賛店に運転経歴証明書を提示して支援を受ける



↑このステッカーが支援協賛店の目印です↑

※ 詳しくは県警ホームページまたは「運転免許自主返納者支援協賛店一覧表」をご覧ください。

#### 【 支援協賛店について 】

- 支援協賛店数  
県内409店舗、17自治体  
（令和6年12月末現在）

#### 【 支援協賛店一覧表の配布場所 】

- 青森県運転免許センター
- 各自動車運転免許試験場
- 警察本部1階ロビー
- 各警察署

運転免許自主返納事業のページはこちらです。  
自主返納の受付時間等もこちらから確認できます。





## 高齢者講習等の早期受講についてのお願い



運転免許証の有効期間満了時に70歳以上になる方は、運転免許証更新手続の前に高齢者講習等を受講しなければなりません。

- 70～74歳の方 ⇒
  - ・ 高齢者講習
- 75歳以上の方 ⇒
  - ・ 運転技能検査（対象者のみ）
  - ・ 認知機能検査
  - ・ 高齢者講習

高齢者講習等の該当の方には、有効期間満了日の約6か月前ごろに「運転免許証の更新に伴う通知書（はがき）」を送付しています。

通知書を確認し、希望する実施場所へ直接電話予約をしてください。

### ◎ 運転免許センターにおける高齢者講習の実施について

実施日 第2及び第4木曜日（祝日を除く）

1日2回 1回目：午前9時30分から

2回目：午後2時から

実施場所 青森県青森市大字三内字丸山198番地4  
青森県運転免許センター

予約方法 下記まで電話でお申し込み下さい。（大変混雑しており、予約がとれない場合があります。）

青森県警察本部交通部運転免許課（青森県運転免許センター内）

- ・ 受付時間：午前9時から午後4時まで  
（土、日、休日及び年末年始を除く）
- ・ 電話番号：017-782-0081（代表）
- ・ 担当：高齢運転者等支援係

### ◎ 高齢者講習等受講後のお願い

運転技能検査や認知機能検査、高齢者講習を受検・受講すると、

- ・ 運転技能検査受検結果証明書（対象者のみ）
- ・ 認知機能検査結果通知書
- ・ 高齢者講習終了証明書

が交付されます。

これらは、運転免許証更新時に必要となりますので、更新手続を行うまで大切に保管してください。

# ～5月の広報予定～

## ○ ラジオ広報予定

エフエム青森「あおもり・ふぁん」（毎週月曜日～金曜日 16：55 ～ 17：00）

|               |               |
|---------------|---------------|
| 第2週（5日から9日）   | ・警察官A募集のお知らせ  |
| 第4週（19日から23日） | ・山菜採りの遭難をなくそう |
| 第5週（26日から30日） | ・横断歩行は歩行者優先   |

RABラジオ「県広報タイム」（毎週月曜日～木曜日 7：30 ～ 7：35）

|               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 第1週（1日）       | ・子供に関する相談は「少年サポートセンター」へ |
| 第4週（19日から22日） | ・警察行政職員（大卒）募集のお知らせ      |
| 第5週（26日から29日） | ・ネットトラブルを防止しよう          |

## ○ 音楽隊の派遣予定

|                                                           |
|-----------------------------------------------------------|
| 5月3日（日） 警察フェアinさんのへ<br>11：00 ～ 11：45（三戸町：国史跡三戸城跡 城山公園）    |
| 5月4日（月） 青森県警察オープンキャンパスinGW<br>15：30 ～ 15：55（青森市：警察学校体育館）  |
| 5月29日（木） 今別町町制施行70周年記念式典<br>11：00 ～ 11：30（今別町：今別町開発センター）  |
| 5月30日（金） 交通安全マナーアップ大会<br>15：00 ～ 15：30（青森市：青森県総合社会教育センター） |